

高齢者虐待防止のための指針

虐待防止の基本姿勢

当通所リハビリテーションでは、利用者の人格を尊重し、尊厳を守り、利用者の意向に沿ったケアを心がけるとともにケアの質の向上を図り、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、当通所リハビリテーションの基本的な考え方として、この指針を定め、職員が高齢者虐待について正しく理解し、虐待を未然に防ぐ対策を検討する高齢者虐待防止委員会を設置する。また、委員会主催の研修会を行い、不適切ケア等を検討し、虐待を防止する。

虐待の定義

【高齢者虐待防止法における高齢者虐待の定義】第2条第4項

- ① 身体的虐待
利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
また、正当な理由なく身体を拘束すること
- ② 心理的虐待
利用者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動を行うこと
- ③ 性的虐待
利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること
- ④ 経済的虐待
本人の同意なしに財産や金銭を使用する、又は本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること
- ⑤ ネグレスト（介護や世話の放棄・放任）
意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること

高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する

- ・ 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- ・ 提供するサービスの内容の定期的な点検、虐待に繋がりにくい不適切ケアの改善による介護の質を高める取り組み
- ・ 職員が一体となり、虐待防止や身体拘束などについての正しい知識を身につけるため定期的な研修を行い、職員間で意見など言い合い情報を共有するよう努める

管理者の責務

- 管理者は職員に対する高齢者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講じる責務を負うとともに、保険者に通報義務を負うものとする
職員から虐待を受けたと思われるまたはその疑いがある案件の報告を受けた場合は速やかに、この通報を行った職員に対し、そのことを理由に解雇その他不利益な扱いは一切行わない

◆ 伊東市役所 健康福祉部高齢者福祉課 0557-32-1561

◆ 対島地域包括支援センター 0557-55-2872

職員の責務

- 職員は高齢者虐待や不適切なケアに当たると思われる事案を発見した際には、速やかに虐待防止委員会担当者もしくは管理者に報告する
- 職員は高齢者虐待の事案が発生した際に行われる調査において隠蔽することなく協力すること

虐待防止委員会と担当者の責務

- 担当者は利用者、職員その他から通報を受けた場合、速やかに委員会において情報を共有しその後事実確認と調査をする
- 担当者は虐待防止委員会に参加し、定期的に研修などにより職員へ理解と学習を促し早期発見に努める
- 虐待防止委員会は虐待の可能性のある利用者の通報を受けた場合速やかに精査し法人保険者に報告する

虐待の早期発見等への対応

虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠が無くても、利用者の様子の変化を敏速に察知し、それに係る確認や担当者、管理者等への報告が重要です。

なお、虐待とは利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から職員は利用者、家族とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努める

虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事実を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること、利用者や家族に十分に配慮すること、被害者のプライバシーを保護することなど速やかに組織的な対応を図る事、また、行政に通報、相談すること
さらには、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努める

利用者等に対する本指針の閲覧について

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページでも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

附則

本指針は2022年1月1日より施行する
2025年9月1日 更新